

「民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針案」に関する概要説明

1 趣旨

民事裁判情報の活用の促進に関する法律（令和7年法律第49号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、民事裁判情報の活用の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 概要

(1) 民事裁判情報の活用の促進の意義に関する事項

デジタル社会の進展に伴い多様化する民事裁判情報の需要に応じ、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用を促進することで、民事裁判情報の公共財としての価値が発揮され、創造的かつ活力のある社会の発展に資することが期待される旨を定める。

(2) 民事裁判情報の活用の促進のための施策に関する基本的な事項

民事裁判情報を適切に活用するために必要な配慮を定め、民事裁判情報の適正かつ効果的な活用の促進を図るために講じる手段のほか、政府や指定法人等の関係主体が果たすべき役割を定める。

(3) 保有民事裁判情報の管理及び提供に関する基本的な事項

民事裁判情報管理提供業務を行うに際し、指定法人に求められる対応の基本的な考え方を定める。

指定法人は、これらの考え方を基本としつつ、業務規程において具体的内容を定めることとしている。

(4) その他民事裁判情報の活用の促進に関する重要事項

社会情勢の変化等に応じて、適時、基本方針を見直すことを定める。特に、法附則第5条の規定による法の施行後5年を経過した時点における法の施行状況に係る検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行うこととする。

3 告示日

令和7年12月（予定）